

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月28日
【計算期間】	第5期中（自 2021年6月1日 至 2021年11月30日）
【ファンド名】	日本中小型株ファンド
【発行者名】	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 義和
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋二丁目13番7号
【事務連絡者氏名】	島田 裕史
【連絡場所】	東京都墨田区江東橋二丁目13番7号
【電話番号】	03-5638-1450
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2021年12月30日現在の状況について記載してあります。

【日本中小型株ファンド】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,285,088,748	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△5,526,592	△0.13
合計（純資産総額）		4,279,562,156	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2018年 5月30日）	17,498,958,699	17,498,958,699	1.1963	1.1963
第2計算期間末（2019年 5月30日）	14,096,263,162	14,096,263,162	0.9802	0.9802
第3計算期間末（2020年 6月 1日）	12,148,830,149	12,148,830,149	1.1480	1.1480
第4計算期間末（2021年 5月31日）	4,394,271,654	4,400,014,220	1.5304	1.5324
2020年12月末日	5,273,311,385	—	1.4751	—
2021年 1月末日	4,822,562,327	—	1.4711	—
2月末日	4,440,606,449	—	1.4421	—
3月末日	4,647,207,698	—	1.5426	—
4月末日	4,480,001,800	—	1.5284	—
5月末日	4,394,271,654	—	1.5304	—
6月末日	4,518,074,323	—	1.6057	—
7月末日	4,318,458,257	—	1.5520	—
8月末日	4,504,963,332	—	1.6280	—
9月末日	4,474,342,460	—	1.6903	—
10月末日	4,478,148,288	—	1.6699	—
11月末日	4,264,890,577	—	1.6245	—
12月末日	4,279,562,156	—	1.6006	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年 7月31日～2018年 5月30日	0.0000
第2計算期間末	2018年 5月31日～2019年 5月30日	0.0000
第3計算期間末	2019年 5月31日～2020年 6月 1日	0.0000
第4計算期間末	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	0.0020

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2017年 7月31日～2018年 5月30日	19.6

第2計算期間末	2018年 5月31日～2019年 5月30日	△18.1
第3計算期間末	2019年 5月31日～2020年 6月 1日	17.1
第4計算期間末	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	33.5
第5中間計算期間末	2021年 6月 1日～2021年11月30日	6.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（参考）

日本中小型株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	14,779,450,500	98.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	212,114,679	1.41
合計（純資産総額）		14,991,565,179	100.00

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2017年 7月31日～2018年 5月30日	28,894,337,021	14,266,449,070	14,627,887,951
第2計算期間末	2018年 5月31日～2019年 5月30日	3,090,298,166	3,336,448,806	14,381,737,311
第3計算期間末	2019年 5月31日～2020年 6月 1日	535,652,734	4,334,938,572	10,582,451,473
第4計算期間末	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	487,085,104	8,198,253,152	2,871,283,425
第5中間計算期間末	2021年 6月 1日～2021年11月30日	399,637,159	645,624,143	2,625,296,441

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2021年6月1日から2021年11月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【日本中小型株ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2021年 5月31日現在	第5期中間計算期間末 2021年11月30日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,394,271,654	4,264,890,577
未収入金	101,752,452	59,705,589
流動資産合計	4,496,024,106	4,324,596,166
資産合計	4,496,024,106	4,324,596,166
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,742,566	-
未払解約金	57,987,875	24,341,501
未払受託者報酬	1,052,511	978,940
未払委託者報酬	36,837,996	34,262,846
その他未払費用	131,504	122,302
流動負債合計	101,752,452	59,705,589
負債合計	101,752,452	59,705,589
純資産の部		
元本等		
元本	2,871,283,425	2,625,296,441
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,522,988,229	1,639,594,136
（分配準備積立金）	1,035,216,530	816,806,065
元本等合計	4,394,271,654	4,264,890,577
純資産合計	4,394,271,654	4,264,890,577
負債純資産合計	4,496,024,106	4,324,596,166

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2020年 6月 2日 至 2020年12月 1日	第5期中間計算期間 自 2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,228,417,106	313,539,353
営業収益合計	2,228,417,106	313,539,353
営業費用		
受託者報酬	2,032,934	978,940
委託者報酬	71,152,716	34,262,846
その他費用	254,051	122,302
営業費用合計	73,439,701	35,364,088
営業利益又は営業損失（△）	2,154,977,405	278,175,265
経常利益又は経常損失（△）	2,154,977,405	278,175,265
中間純利益又は中間純損失（△）	2,154,977,405	278,175,265
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	877,094,035	70,686,469
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,566,378,676	1,522,988,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	70,424,772	254,112,773
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	70,424,772	254,112,773
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,016,781,027	344,995,662
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,016,781,027	344,995,662
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,897,905,791	1,639,594,136

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月31日から翌年5月30日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2021年 6月 1日から2021年11月30日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 2021年 5月31日現在	第5期中間計算期間末 2021年11月30日現在
1. 計算期間の末日における 受益権の総数	2,871,283,425口	2,625,296,441口
2. 計算期間の末日における 1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.5304円 (15,304円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産 額) 1.6245円 (16,245円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2021年 5月31日現在	第5期中間計算期間末 2021年11月30日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第4期 自 2020年 6月 2日 至 2021年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	10,582,451,473円	2,871,283,425円
期中追加設定元本額	487,085,104円	399,637,159円

期中一部解約元本額	8,198,253,152円	645,624,143円
-----------	----------------	--------------

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「日本中小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券です。

当ファンドの中間計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

日本中小型株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2021年 5月31日現在	2021年11月30日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	379,902,540	377,004,622
株式	15,395,593,200	16,217,056,000
未収入金	511,944,192	496,607,011
未収配当金	90,427,660	34,762,800
流動資産合計	16,377,867,592	17,125,430,433
資産合計	16,377,867,592	17,125,430,433
負債の部		
流動負債		
未払金	488,110,364	456,830,172
未払解約金	267,670,520	274,528,392
未払利息	1,020	1,012
流動負債合計	755,781,904	731,359,576
負債合計	755,781,904	731,359,576
純資産の部		
元本等		
元本	9,632,662,249	9,448,194,292
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	5,989,423,439	6,945,876,565
元本等合計	15,622,085,688	16,394,070,857
純資産合計	15,622,085,688	16,394,070,857
負債純資産合計	16,377,867,592	17,125,430,433

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年 5月31日現在	2021年11月30日現在
----	---------------	---------------

1. 計算期間の末日における 受益権の総数	9,632,662,249口	9,448,194,292口
2. 計算期間の末日における 1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.6218円 (16,218円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.7352円 (17,352円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年 5月31日現在	2021年11月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額	貸借対照表上の金融商品は原則として時 価で評価しているため、貸借対照表計上 額と時価との差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注 記）「有価証券の評価基準及び評価方 法」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭 債務 これらの科目は短期間で決済されるた め、帳簿価額は時価と近似していること から、当該帳簿価額を時価としておりま す。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく 価額のほか、市場価格がない場合には合 理的に算定された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前 提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2020年 6月 2日 至 2021年 5月31日	自 2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2020年 6月 2日	2021年 6月 1日
期首元本額	15,571,188,323円	9,632,662,249円
期末元本額	9,632,662,249円	9,448,194,292円
期中追加設定元本額	2,414,201,948円	1,801,333,073円
期中一部解約元本額	8,352,728,022円	1,985,801,030円
元本の内訳※		
日本中小型株ファンド	2,709,502,808円	2,457,866,861円
日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）	6,923,159,441円	6,990,327,431円

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2021年12月30日現在の資本金の額 ：2億円
発行可能株式総数 ：10,000株
発行済株式総数 ：4,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2021年12月30日現在、委託会社が運用の指図を行なっている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	26	105,957
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	26	105,957

（３）【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

2021年12月30日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
- (3) 財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	382,498	※2	372,112
前払費用		489		3,137
未収収益	※2	2,860	※2	1,399
未収委託者報酬		133,572		115,042
未収還付法人税等		—		5,882
流動資産計		519,420		497,574
固定資産				
有形固定資産	※1	16,343	※1	22,500
建物		2,314		2,604
器具備品		14,029		19,896
無形固定資産		3,809		2,766
ソフトウェア		2,662		1,619
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		30,304		27,774
長期前払費用		1,857		2,474
長期差入保証金	※2	20,415	※2	19,497
繰延税金資産		8,031		5,802
固定資産計		50,457		53,042
資産合計		569,878		550,616
負債の部				
流動負債				
未払費用	※2	12,689	※2	14,477
未払代行手数料	※2	49,986	※2	32,862
未払投資助言手数料		2,376		1,875
未払法人税等		8,180		1,721
賞与引当金		14,947		14,752
その他の流動負債		10,836		8,049
流動負債計		99,016		73,738
固定負債				
役員退職慰労引当金		8,230		3,910
固定負債合計		8,230		3,910
負債合計		107,246		77,648
純資産の部				
株主資本				
資本金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		21,097		21,097
その他利益剰余金		241,534		251,870
繰越利益剰余金		241,534		251,870
利益剰余金合計		262,632		272,968
株主資本合計		462,632		472,968
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計		—		—
純資産合計		462,632		472,968
負債・純資産合計		569,878		550,616

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
営業収益				
運用受託報酬		98,505		64,575
委託者報酬		620,671		575,035
投資助言報酬		87,131		85,904
営業収益計	※1	806,308	※1	725,515
営業費用				
広告宣伝費		709		3,726
調査費		88,229		96,647
調査費		88,229		96,647
代行手数料	※1	226,286	※1	189,302
投資助言手数料		34,582		23,863
営業雑経費		55,508		51,756
通信費		785		1,062
印刷費	※1	53,054	※1	49,139
協会費		1,609		1,493
諸会費		60		60
営業費用計		405,315		365,296
一般管理費				
給料		251,185		252,871
役員報酬		35,512		29,437
給料・手当		174,380		180,571
賞与		26,345		28,110
賞与引当金繰入		14,947		14,752
福利厚生費		4,333		4,325
交際費		920		293
旅費交通費		2,324		318
租税公課		4,700		4,363
不動産賃借料	※1	25,392	※1	24,524
役員退職金		—		350
役員退職慰労引当金繰入		2,300		2,330
固定資産減価償却費		10,230		13,577
諸経費		42,162		41,648
一般管理費計		343,549		344,602
営業利益		57,444		15,616
営業外収益				
受取利息	※1	1	※1	1
その他		0		16
営業外収益計		2		18
営業外費用				
為替差損		1		74
営業外費用計		1		74
経常利益		57,444		15,560
税引前当期純利益		57,444		15,560
法人税、住民税及び事業税		18,628		2,995
法人税等調整額		△622		2,229
法人税等合計		18,005		5,225
当期純利益		39,438		10,335

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	202,096	223,194	423,194	—	423,194
当期変動額							
当期純利益	—		39,438	39,438	39,438	—	39,438
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	39,438	39,438	39,438	—	39,438
当期末残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632	—	462,632

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632	—	462,632
当期変動額							
当期純利益	—		10,335	10,335	10,335	—	10,335
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	10,335	10,335	10,335	—	10,335
当期末残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968	—	472,968

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～12年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

従来、当社は建物の減価償却方法については定率法を採用しておりましたが、親会社である株式会社千葉銀行との会計方針の統一を目的として、当事業年度より定額法へ変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微です。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
建物	3,014千円	3,344千円
器具備品	37,202千円	49,266千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
現金及び預金	232,098千円	147,438千円
未収収益	2,860千円	1,399千円
長期差入保証金	20,415千円	19,497千円
未払費用	1,489千円	1,804千円
未払代行手数料	30,793千円	24,028千円

（損益計算書関係）

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益	110,754千円	77,595千円
代行手数料	154,604千円	159,170千円
不動産賃借料	25,392千円	24,524千円
印刷費	2,790千円	4,682千円
受取利息	1千円	1千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	382,498	382,498	—
(2)未収委託者報酬	133,572	133,572	—
資産計	516,071	516,071	—

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	372,112	372,112	—
(2)未収委託者報酬	115,042	115,042	—
資産計	487,154	487,154	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	382,498	—	—	—
未収委託者報酬	133,572	—	—	—
合計	516,071	—	—	—

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	372,112	—	—	—
未収委託者報酬	115,042	—	—	—
合計	487,154	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度（2021年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	—	—	—

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	2,518	1,196
賞与引当金	4,573	4,514
その他	939	91
繰延税金資産 小計	13,697	11,467
評価性引当額	△5,665	△5,665
繰延税金資産 合計	8,031	5,802
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計	—	—
繰延税金資産 純額	8,031	5,802

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	0.6%
住民税均等割	0.5%	1.9%
その他	△0.2%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%	33.6%

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	110,754
ちばぎん証券株式会社	58,800

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	77,595
ちばぎん証券株式会社	58,800

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）ともに、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)千葉銀行	千葉県 千葉市 中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	預金取引 投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任 投資信託の募集の取扱いにかかる資料	預金の預入 運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払 賃借料の支払 交付目論見書・販売用資料の印刷費用	134,077 87,954 22,800 154,604 25,392 2,790	現金及び預金 未収収益 未払代行手数料 長期差入保証金 未払費用	232,098 2,860 30,793 20,415 1,489

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)千葉銀行	千葉県 千葉市 中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	預金取引 投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任 投資信託の募集の取扱いにかかる資料	預金の預入 運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払 賃借料の支払 交付目論見書・販売用資料の印刷費用	84,659 54,795 22,800 128,062 24,524 4,682	現金及び預金 未収収益 未払代行手数料 長期差入保証金 未払費用	147,438 1,399 19,128 19,497 1,804

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------------------	-----	-----------------------	-----------	-------------------------------	---------------	-----------	------------------	----	------------------

同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800	—	—
-------------	-----------	-----------	-------	-----	---	--------	-----------	--------	---	---

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800	—	—

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)千葉銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	115,658円12銭	118,242円06銭
1株当たり当期純利益金額	9,859円60銭	2,583円94銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	39,438	10,335
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	421,
前払費用	1,
未収収益	

未収委託者報酬		126,
流動資産計		549,
固定資産		
有形固定資産	18,080	※1
建物		2,
器具		
備品		15,
無形固定資産		2,
ソフトウェア		1,
電話加入権		1,
投資その他の資産		28,
長期前払費用		2,
長期差入保証金		19,
繰延税金資産		6,
固定資産計		49,
資産合計		598,
負債の部		
流動負債		
未払費用		24,
未払代 行手数料		35,
未払投資 助言手数料		1,
未払法人 税等		5,
前受収益		22,
賞与引 当金		15,
その他の 流動負債		10,
流動負債計		115,
固定負債		
役員退職 慰労引当金		3,
固定負債合計		3,
負債合計		119,
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,
利益剰 余金		

	利益 準備金	21,
	その 他利益剰 余金	257,
	繰 越利益剰 余金	257,
	利益 剰余金合 計	279,
	株主資 本合計	479,
	評価・換 算差額等	
	評価・ 換算差額 等合計	
	純資産合 計	479,
負債・純資産合 計	純資産合	598,

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
営業 収益	
運用 受託 報酬	28,887
委託 報酬	310,069
投資 助言 報酬	42,907
営業 収益 計	381,863
営業 費用	
調査 費	57,909
調査 費	57,909
代行 手数料	91,235
投資 助言 手数料	9,592
営業 雑費	33,922
通 信費	524
印 刷費	32,452
協 会費	885
諸 会費	60
営業 費用 計	192,660
一般 管理 費	※1 180,430
営業 利益	8,772
営業 外 収益	
受 取 利息	0
そ 他	38
営業 外 収益 計	39

営業費用	
為替差損	13
営業費用計	13
経常利益	8,798
引当金	8,798
法人、住民税及び事業税	3,559
法人等調整額	▲864
法人等合計	2,695
中間利益	6,102

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	251,870	272,968	472,968	—	472,968
当中間期変動額							
中間純利益	—	—	6,102	6,102	6,102	—	6,102
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	6,102	6,102	6,102	—	6,102
当中間期末残高	200,000	21,097	257,973	279,071	479,071	—	479,071

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～12年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
建物	3,509千円
器具備品	54,503千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	5,401千円
無形固定資産	396千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

当中間会計期間末（2021年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	421,632	421,632	—
(2) 未収委託者報酬	126,447	126,447	—
資産計	548,080	548,080	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	33,460
ちばぎん証券株式会社	29,400

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
1株当たり純資産額	119,767円79銭
1株当たり中間純利益金額	1,525円73銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益 (千円)	6,102
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽 柴 則 央

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月10日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽 柴 則 央

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月25日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊 藤 雅 人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本中小型株ファンドの2021年6月1日から2021年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本中小型株ファンドの2021年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月1日から2021年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
 - ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
- 監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。